

令和6年度戸田市商工会作業負荷軽減支援事業助成金 作業負荷軽減支援事業のご案内

身体的な負担を軽減し、従業員の作業環境改善や生産性向上を支援するため、作業負荷軽減機器等の購入費について、戸田市商工会作業負荷軽減支援事業助成金をお支払いします。

※作業負荷軽減機器等：作業者が体に装着することで作業者の身体に係る負荷が軽減される機器及び作業者の動作を助成する機器など

(例) ファン付き作業着、アシストスーツなど

【助成対象者】

市内に事業所を有する事業者で、次に掲げる要件を全て満たす者

- ① 1年以上戸田市商工会会員であり、会費を滞納していないこと。
- ② 従業員が1名以上あること(専従者含む)
- ③ 作業負荷軽減機器等の購入により作業環境が改善される事業であること。

※上記にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、助成金の交付対象者とはしません。

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業及びそれらに類似する業種を営む者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団の構成員である者
- その他商工会長が不適当と認める者

【助成対象経費】

作業負荷軽減機器等の購入に要する5万円以上の経費(税込)

【助成金額】

- ① 助成限度額: 5万円／1事業者(1回のみ)
- ② 助成率: 1／2(千円未満切捨)

※他の機関からの助成金等と併用はできません。

※実績報告書提出(領収書添付)後に助成金を支払います。

※作業負荷軽減機器等の購入に要する5万円以上の経費(税込)



商工会HP

チラシ裏面も
ご覧ください

【募集期間】

令和7年1月6日(月)～※記入済申請書を窓口提出順・予算額(他助成金と併せ80万円(予定))に達し次第終了(FAX・メール不可)

【申請書類】

- ① 助成金申請書(指定用紙・様式第1号)
- ② 事業概要書(指定用紙・様式第2号)
- ③ 見積書の写し等合計金額が分かる書類

【手続きの流れ】

